

News Release

平成 23 年 7 月 22 日
消費者庁食品表示課

食品衛生法施行規則の一部改正案に関する御意見募集

1 意見募集対象

食品衛生法施行規則の一部改正案

2 改正の趣旨等

今般富山県等で発生した腸管出血性大腸菌による集団食中毒の発生を受けて、現在厚生労働省は、生食用食肉に係る規格基準案（食品衛生法第 11 条第 1 項に基づく生食用食肉に係る規格及び基準）の設定について検討を進めています。

消費者庁では、この規格基準案の設定も踏まえて、消費者のためには生食用食肉の容器・包装および店舗等でどのような事項を表記すべきか、表示基準の一部改正（ 1 ）を検討しています。

つきましては、下記の要領にて広く国民の皆様の御意見を募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、食品衛生法施行規則の一部改正の参考とさせていただきます。

1：食品衛生法第 19 条第 1 項に基づく生食用食肉の表示基準を設定するための、同法施行規則第 21 条（表示の基準）の一部改正

3 改正の概要

現在食品衛生法施行規則第 21 条により既に義務化されている食肉一般の表示事項に加え、同施行規則第 21 条を一部改正し、新たに表示事項（案）を追加するもの。

（ が新規で食品衛生法施行規則に追加する表示事項（案））

（要旨）

< 意見募集 1 >

規格基準案の対象である生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって生食用として販売されるもの。）の表示事項（案）

容器包装された生食用食肉を販売する場合（スーパー等。容器包装に表示。）の表示事項（案）

現在食品衛生法上の義務規定のない、店舗等において生食用食肉を販売する場合（焼肉屋、レストラン、肉屋等。容器包装されていないもの。店舗の見やすい箇所等に表示。）の表示事項（案）

< 意見募集 2 >

規格基準の対象外である生食用食肉（馬肉、豚肉、鶏肉等の食肉（牛の食肉を除く。）及び内臓（牛の内臓を含む。）であって生食用として販売されるもの）の表示基準の必要性について

< 意見募集 1 >

規格基準案の対象である生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であって生食用として販売されるもの。）の表示事項（案）

容器包装された生食用食肉を販売する場合（スーパー等。容器包装に表示。）の表示事項（案）

		容器包装された生食用食肉を販売する場合（スーパー等。容器包装に表示。）の表示事項（案）
現行の表示事項	（参考掲載） 現在表示義務化されている食肉一般の表示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 消費期限又は賞味期限 ・ 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名（法人にあつてはその名称） ・ 保存の方法（保存基準の規定があるもの） ・ 鳥獣の種類 ・（上記の他、添加物を使用した場合の表示やアレルギー表示等の一般的な表示規定はかかる。）
追加案	平成 10 年 9 月 11 日付け生衛発第 1358 号「生食用食肉等の安全性確保について」の別添「生食用食肉の衛生基準」の 4 表示基準目標に示す表示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生食用である旨 ・ と畜場名（又はと畜場番号）＋その都道府県名（輸入品は原産国名） ・ 食肉処理場名（全ての食肉処理場名）＋その都道府県名（輸入品は原産国名）
	その他の表示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に食肉の生食は食中毒に対するリスクがある旨 ・ 子ども、お年寄り、抵抗力の弱い方は食肉を生食することは控えるべき旨

現在食品衛生法上の表示に係る義務規定のない、店舗等において生食用食肉を販売する場合（焼肉屋、レストラン、肉屋等。容器包装されていないもの。店舗の見やすい箇所等に表示。）の表示事項（案）

	現在食品衛生法上の表示に係る義務規定のない、店舗等において生食用食肉を販売する場合（焼肉屋、レストラン、肉屋等。容器包装されていないもの。店舗の見やすい箇所等に表示。）の表示事項（案）
追加案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に食肉の生食は食中毒に対するリスクがある旨 ・ 子ども、お年寄り、抵抗力の弱い方は食肉を生食することは控えるべき旨

< 意見募集 2 >

規格基準の対象外である生食用食肉（馬肉、豚肉、鶏肉等の食肉（牛の食肉を除く。）及び内臓（牛の内臓を含む。）であって生食用として販売されるもの）の表示基準の必要性について

4 意見募集期間

平成 23 年 7 月 22 日（金）から平成 23 年 8 月 22 日（月）まで（必着）

5 意見の提出方法

御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。なお、電話での受付はできませんので、御了承下さい。

- （ 1 ） 郵送
- （ 2 ） F A X
- （ 3 ） 電子メール

お送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。

- 【 1 】 タイトル（「食品衛生法施行規則の一部改正案について」と記入してください。）
- 【 2 】 氏名（法人その他の団体にあつては名称 / 部署名等）
- 【 3 】 職業（法人その他の団体にあつては業種）任意
- 【 4 】 住所
- 【 5 】 電話番号
- 【 6 】 メールアドレス（お持ちの場合）
- 【 7 】 御意見

6 意見提出先

住 所：〒100 - 6178

東京都千代田区永田町 2 - 11 - 1 山王パークタワー 5 階

消費者庁食品表示課 意見募集担当あて

F A X：03 - 3507 - 9292

E -MAIL：i.shokuhin2@caa.go.jp

7 注意事項

ファックスでお送りいただく場合には、表題を「食品衛生法施行規則の一部改正案について」としてください。

郵送の場合は、封筒表面に同じく朱書きしてください。

お寄せいただいた御意見に対する個別の回答は致しかねます。

御意見については、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

< 問い合わせ先 >

消費者庁食品表示課 今川、中田

TEL : 03 - 3507 - 9221

生食用食肉に係る表示事項（案）

参考資料

意見募集 1

	規格基準案の対象である生食用食肉 (牛の食肉(内臓を除く。))であって生食用として販売されるもの)	
	容器包装された生食用食肉 (スーパー等。容器包装に表示。)	店舗等で生食用食肉を販売する場合 (容器包装されていないもの。焼肉屋、レストラン、肉屋等。)
現在既に表示義務化されている食肉一般の表示事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 名称 ・ 消費期限又は賞味期限 ・ 製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名(法人にあってはその名称) ・ 保存の方法(保存基準の規定があるもの) ・ 鳥獣の種類 	-
新たな表示事項(案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生食用である旨 ・ と畜場名(又はと畜場番号) + その都道府県名(輸入品は原産国名) ・ 食肉処理場名(全ての食肉処理場名) + その都道府県名(輸入品は原産国名) ・ 一般的に食肉の生食は食中毒に対するリスクがある旨 ・ 子ども、お年寄り、抵抗力の弱い方は食肉を生食することは控えるべき旨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に食肉の生食は食中毒に対するリスクがある旨 ・ 子ども、お年寄り、抵抗力の弱い方は食肉を生食することは控えるべき旨 <p>(店舗の見やすい箇所等に表示)</p>

店舗等で食品を販売する場合(容器包装されていないもの)の表示については、現在食品衛生法上の表示に係る義務規定はない。

意見募集 2

規格基準の対象外である生食用食肉(馬肉、豚肉、鶏肉等の食肉(牛の食肉を除く。))及び内臓(牛の内臓を含む。)であって生食用として販売されるもの)の表示基準の必要性について。